



BUZEN
Chamber of Commerce
and Industry

BUZEN

1月号

商工会議所だより

発行 豊前商工会議所 〒828-0021 豊前市八屋2013-2 ㈹ 0979-83-2333(代) 発行責任者 米谷

HP◆http://www.buzen-cci.or.jp/ e-mail◆buzenccj@lime.ocn.ne.jp

東京オリンピックの延期をはじめ、緊急事態宣言で各種行事及び経済活動にも多大な影響をもたらしました。会員の皆様にとりましても厳しい年になつたと思います。今まで経験した事の無い出来事に、どのように対処したらよいか、先の見えない戦いを強いられましたが、幸いにも、早期にワクチン開発が進み、新型コロナ禍からの解放が、実現出来そうな状況に近づきつつあります。

本来、東京オリンピックが成功裏に行われることを切に願っています。その先に見えてくる経済回復と共に、新しく始まる新型コロナ禍後の景色が明るく、希望にあふれた社会を念願しています。新型コロナ禍に於いて見えた、数々の良い面、悪い面、改良すべき点を将来に生か

新年明けまして
おめでとうござります



豊前商工会議所
会頭宮房幸司

した社会に向けて進んでいきたいもの
です。

私たちの経済活動にとりましては、新しい視点での取り組みが求められます。豊前商工会議所と致しましても、皆さんと共に、会員にとって必要な、新しい社会の一員に合った、為になる運営となるよう、心がけ、努力してまいります。

近年、AIやIoTの技術革新により、「デジタル化やビジネス環境の変化」に伴い、多様な人材が求められています。

また少子高齢化が進み労働人口減少の対策として、外国人労働者や、技能研修生等が増えつつあります。また、「特定技能制度」による、新たな人材の受け入れも可能となっています。多くの外国人の人たちと共に存できる街への取り組みが急務となっています。その他、豊前市と共に協力し、要望活動等に取り組み、インフラ整備を進め、将来の住みよい郷土づくりを目指し、地方創生の実現に向けて進んでまいります。

新しい年が、皆様方にとりまして良い年になりますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせて頂きます。



新年のご挨拶

会議所の動き《十一月》

プレミアム付き《くぼてん》商品券



**新年のお買いものは
プレミアム付き
くぼてん商品券で!!**



**商品券の使用期限は
令和3年1月31日までです。**

使用期限を過ぎた商品券は無効となり、使用できません。
使い忘れないよう、お早めにご利用下さい。

-お問い合わせ-

—お問い合わせ—
豊前商工会議所 プレミアム付き(くぼてん)商品券事務局 TEL83-23333(代)

議監員事

常 常 專 副 會
議 " 任 務 " 會
員 相 談 理 役 事 頭 頭

工業部会長 機械工業部会長
商業部会長 金融保険業部会長
サービス業部会長 医療福祉業部会長
建設木材業部会長 青年部会長
女性部会長

検定試験のお知らせ

検定試験のお知らせ

◆実施日 令和3年2月28日(日)

◆会場 豊前商工会議所

◆受付期間 12月21日～1月29日

【お申込・お問合せ先】

簿記検定試験結果 第156回 簿記検定試験

11月15日に開催されました、第156回簿記試験の結果は正記の通りです。

1月の無料相談会

お気軽に
ご利用ください

税務相談(税金に関する各種相談)

○日時 1月21日(木) 13:00~16:00
○担当 担当税理士

金融相談(事業資金融資に関する各種相談)

○日時 1月20日(水) 10:00~12:00
○担当 日本政策金融公庫・専門相談員
※金融相談は事前予約が必要です。
豊前商工会議所 TEL83-2333

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 842円	令和2年 10月1日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 976円	令和2年 12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 927円	
自動車(新車) 小売業	1時間 941円	令和元年 12月10日
輸送用機械器具製造業	1時間 944円	
百貨店、総合スーパー	1時間 889円	

- ・これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金（1時間842円）が適用されます。
 - ・最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
 - ・最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
 - ・月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。
 - ・派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部監督課賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。